

会津若松市 ユニバーサルデザイン推進プラン



会津若松市



はじめに

会津若松市長 菅 家 一 郎

近年、本市を取り巻く環境は、高齢化や国際化の進展など、大きな変化の中にあります。高齢者や障がいのある方、外国人など、さまざまな方々の社会参画や社会へのニーズも増えてきており、すべての人にとって暮らしやすく、人権に配慮されたユニバーサル社会（共生社会）の実現が求められております。

市では、平成19年4月には、第6次長期総合計画をスタートさせ、すべての人がいきいきと安心して暮らせる快適なまちづくりを目指して、重点的に取り組むべき政策として「安心して暮らせるやさしいまちづくり」を位置づけ、総合的な施策の展開を図っているところでありますが、このたび策定いたしました「会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」は、今後、本市が取り組むべき、より具体的な行動計画を取りまとめたものであります。

市民や事業者の皆さま、そして本市を訪れる方などに、年齢や性別、障がいの有無や言語などの違いにかかわらず、すべての人にやさしく社会参画の進んだ活力あるまちであると感じていただけるよう、市民や事業者の皆さまに、ユニバーサルデザインについての理解を深めていただき、こうした視点を取り入れた自主的、主体的な取り組みをしていただくことが、大変重要なことであると考えております。

今後は、この計画に基づき、市民・事業者・市民団体等の皆さまと市がお互いに連携・協働することにより、本計画の目標とする「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現に向かって前進してまいりたいと存じますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました関係者並びに市民の皆さまに対しまして、心より感謝申し上げます。

目 次

第1章 はじめに

- 1. ユニバーサルデザインとは 4
- 2. 計画策定の背景 11

第2章 ユニバーサルデザインについての本市の考え方

- 1. 基本的事項
 - (1) 計画策定の趣旨 14
 - (2) 基本目標 14
 - (3) 計画の位置づけ 15
 - (4) 市民との協働 15
 - (5) 計画の期間 15
- 計画の体系 17

第3章 分野別取組みの基本方向と重点施策

- 1. 「すべての人のため」という意識づくり 18
- 2. 「すべての人のため」のまちづくり
 - 2-1 公共・公益施設 20
 - 2-2 道路 21
 - 2-3 公園など憩いの空間 22
 - 2-4 公共交通 23
 - 2-5 住まい・暮らし 24
- 3. 「すべての人のため」の情報・サービスづくり
 - 3-1 情報 25
 - 3-2 サービス 26
- 4. 「すべての人のため」のもの（製品）づくり 27

第4章 分野別具体的事業

分野別取組み1 「すべての人のため」という意識づくり	28
分野別取組み2 「すべての人のため」のまちづくり	29
分野別取組み3 「すべての人のため」の情報・サービスづくり	33
分野別取組み4 「すべての人のため」のもの（製品）づくり	35

第5章 計画の推進

1. 推進体制

市の取組み	36
市民への期待	36
NPO・市民団体等への期待	36
事業者への期待	37

2. 進行管理	38
---------------	----

参考資料	40
------------	----

1. ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」は、ユニバーサル（すべての、普遍的な）とデザイン（計画、設計）の2つを組み合わせた言葉です。

ユニバーサルデザインは、「はじめから、すべての人*の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する」考え方のことであり、一般に「すべての人のためのデザイン」と言われています。この考え方は、故ロナウド・メイス氏（米国の建築家、工業デザイナー）によってはじめて提唱されました。その基本的な考え方は次のとおりです。

すべての人が対象

ユニバーサルデザインは、高齢者や障がい者のみを対象にした取組みを特別に行うのではなく、すべての人を対象にして、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うものです。

はじめからの発想

ユニバーサルデザインは、事後的な対応ではなく、はじめから、すべての人のニーズを考慮し、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うものです。

終わりなき取組み

ユニバーサルデザインは、高齢者や障がい者の利便が健常者の水準に達すれば取組みが終わるというものではなく、健常者も含めたすべての人の利便を向上させることを目指すものです。このため、今より少しでも利用しやすいものを目指すことを見直し、改善に絶えず取り組んでいく姿勢が求められることとなります。

*「すべての人」とは、施設やサービスなどを実際に利用する、できる限り多くのさまざまな利用者のことです。

7つの原則

ユニバーサルデザインの推進には、7つの原則に基づくことが求められています。

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件

(注) すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。

原則1 誰にでも公平に利用できること

公平性

定義

誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。



乗降しやすい低床バス

〔ガイドライン〕

- 誰もが同じ方法で使えるようにする。それが無理なら別の方法でも仕方がないが、公平なものでなくてはならない。
- 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則2 使う上で自由度が高いこと

自由性・柔軟性

定義

使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。



押しボタンの高さを選べる自動販売機

〔ガイドライン〕

- 使い方を選べるようにする。
- 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 正確な操作がしやすいようにする。
- 使いやすいペースに合わせられるようにする。

原則3 使い方が簡単ですぐわかること

単純性

定義

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。



開け方が明記してある缶

〔ガイドライン〕

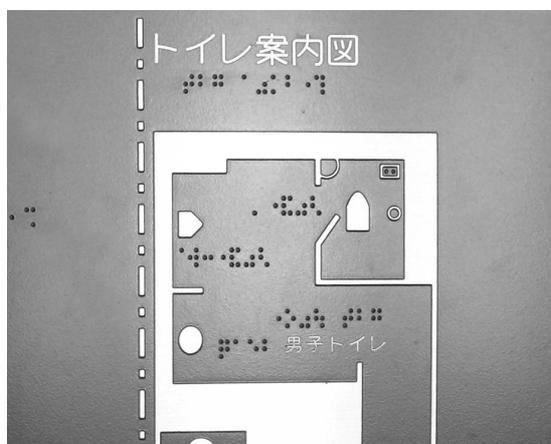
- 不必要に複雑にしない。
- 直感的にすぐ使えるようにする。
- 誰にでもわかる用語や言い回しにする。
- 情報は重要度の高い順にまとめる。
- 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供すること。

原則4 必要な情報がすぐに理解できること

わかりやすさ

定義

使用状況や、使う人の視覚・聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。



点字や凹凸でわかる表示

〔ガイドライン〕

- 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を使用する。
- 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど)できるだけ強調して読みやすくする。
- 情報をできるだけ区別して説明しやすくする(やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- 視覚、聴覚などに障がいのある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること

安全性

定義

ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。



ロックを解除して給湯

〔ガイドライン〕

- 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること。頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- 間違っても安全なように配慮する。
- 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

省体力

定義

効率よく、気持ちよく、疲れなくて使えるようにすること。



開けやすいふた

〔ガイドライン〕

- 自然な姿勢のままで使えるようにする。
- あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

定義

どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。



広い多目的トイレ

〔ガイドライン〕

- 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- 補助具や介助者のためのスペースを十分確保する。

身近なユニバーサルデザインの例

身障者等の駐車場



持ちやすい漆器製品



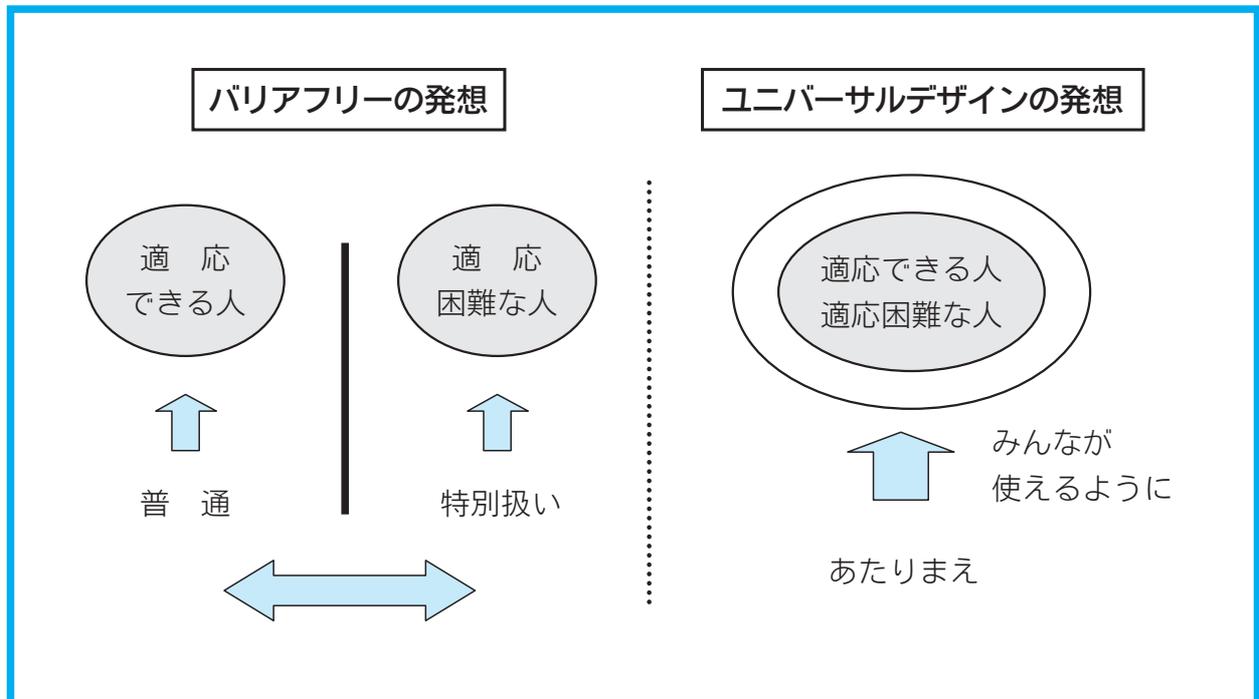
絵と4ヶ国語での案内



落としても安全なピン



バリアフリーからユニバーサルデザインへ



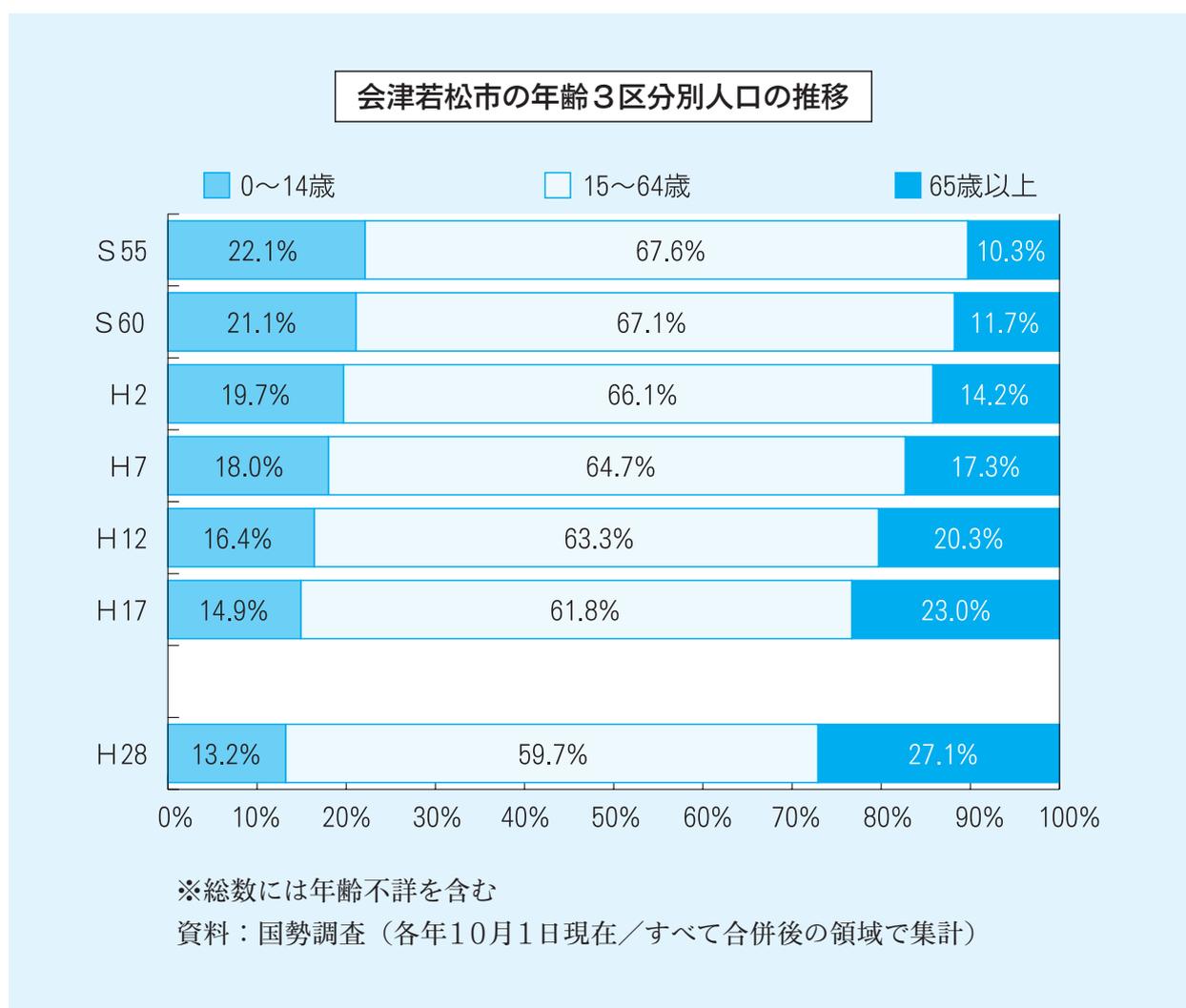
バリアフリーとは、障がいのある人が社会生活をする上で障壁（バリア）となる物を取り除くことです。ユニバーサルデザインは、この考え方を一歩進め、はじめから障壁（バリア）をつくらない取組みです。

2. 計画策定の背景

高齢社会の進行

わが国の65歳以上の高齢者人口比率は、20.0%（平成17年）となっており、本市では、それを上回る率23.0%（平成17年）で高齢化が進行しています。高齢化は今後も加速し、平成28年には27.1%と市民の3.7人に1人は高齢者になることが予測されています。

年齢を重ねることによる身体的な機能の低下によって、自力で思うように行動できない人が増えていく中で、日常生活に不便や不自由を感じる事のない社会づくりが求められています。

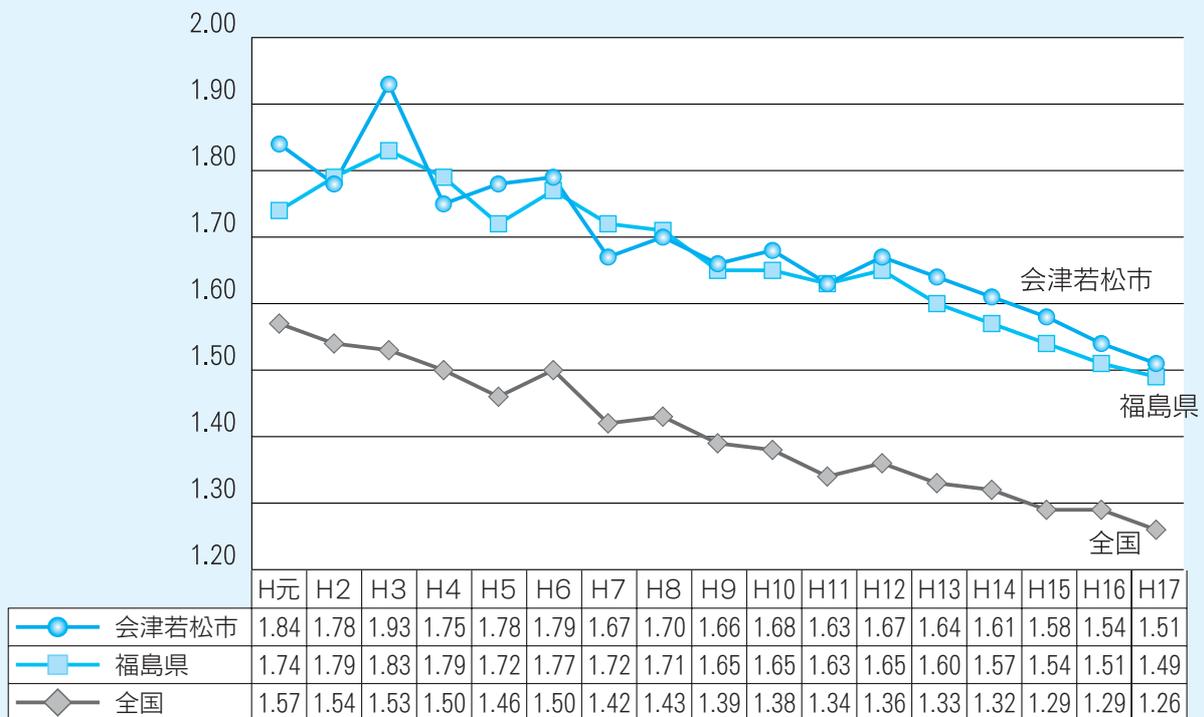


少子化の進行

女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、年々減少しています。平成17年には、国では、人口を維持するために必要とされる2.08を大幅に下回る1.26となっており、本市では、1.51となっています。

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するために、妊産婦や乳幼児連れ、子どもなどに配慮したまちづくりやものづくりの取組みが求められています。

合計特殊出生率の推移



資料：福島県人口動態の概況（県保健福祉部編）

注）合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産む子どもの平均の数に相当する。

※平成15年からは、合併後の会津若松市の領域（旧会津若松市+旧北会津村+旧河東町）で計算している。市のデータは、独自集計したもの（母の年齢5歳階級の出生率を5倍）

障がい者の自立と社会参加

身体などに障がいのある人の総数は、平成14年4月から平成18年4月までの4年間で、26.7%増加しています。

障がいの種類や程度の違いにかかわらず、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約することがないように、社会環境を整えるとともに、障がいのある人が自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参画できる社会環境づくりが求められています。

国際化の進展

本市における外国人登録者数は、ほぼ横ばい状態ではありますが、国籍（出身地）は、韓国及び北朝鮮、中国、フィリピン、アメリカなどさまざまです。

また、本市を訪れる外国人観光客は、平成14年度を境に年々増加傾向にあります。

外国籍市民、観光で来訪する人など、言語や文化、風習の違う人々にとっても、暮らしやすく訪れたいなる環境づくりが求められています。

これまで不特定多数の人が利用する施設、設備や一般に市販されている道具などを使う人として、健康な成人が想定されることが多かったと言えるでしょう。しかし、社会環境の変化などにより「標準」とされてきた仕様に不都合を感じる利用者が徐々に増えています。

このため、できるだけ多くの人たちが不自由を感じることなく利用できる、まちづくりやものづくりを行うには、従来の尺度を見直し、幅広く「利用しやすさ」を追求することが必要です。

1. 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

これまで本市では、建築物、道路、公園、公共交通機関など、県が整備基準を定めた「人にやさしいまちづくり条例」や「会津若松市交通バリアフリー基本構想」などに基づき、主に高齢者や障がいのある人などの利用しやすさを基準に、だれもが安心して円滑に利用できる施設・環境の整備を進めてきました。

近年、社会の急速な高齢化の進行や国際化が進展しているなか、高齢者、障がいのある人、女性、外国人などあらゆる人々の社会活動への参画に対するニーズが拡大しています。

そのような社会に対応していくためには、既存の施設や設備などのバリアフリー化を進めていくとともに、さらに、人々の意識や社会制度も含めて、障がいの有無や年齢などにかかわらず、はじめから、誰もが暮らしやすく、誰もが参加できる、人権に配慮されたユニバーサル社会（共生社会）の実現を目指していかなければなりません。

このように真に豊かな社会の基礎となるユニバーサル社会を実現していくために、「会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、市の施策や事務事業などにユニバーサルデザインの理念を取り入れ、総合的・計画的に推進します。

(2) 基本目標

「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現

「第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』」の重点的に取り組むべき政策の一つである、「安心して暮らせるやさしいまちづくり」を念頭におき、本計画の基本目標として、「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現を掲げます。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、「第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』」を上位計画とし、「安心して暮らせるやさしいまちづくり」の具現化に向け、ユニバーサルデザインの推進に関する施策の基本方向と重点施策を示したものです。

また、県の「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」は、市町村がユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドラインであることから、この指針の趣旨や内容に沿って事業を実施していくものです。

なお、ユニバーサルデザインは、さまざまな分野に関連することから、市の各種個別計画等との整合性を図りつつ推進します。

(4) 市民との協働

行政だけでユニバーサルデザインを推進できるものではありません。市民、企業、NPOなどと対等な立場で、連携・協力して取り組みます。

(5) 計画の期間

平成19年度から平成23年度までの5ヵ年計画とします。

ただし、国、県をはじめ社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第6次会津若松市長期総合計画

整合

会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン

整合

市関連計画

[専門個別計画]

- 行政システム改革プラン
- 人材育成基本計画（第3次）
- 第3次地域情報化基本計画
- 障がい者計画
- 高齢者保健福祉計画
- 「あいづわかまつこどもプラン（改訂版）」会津若松市次世代育成支援行動計画
- 第2次会津若松市観光振興計画
- 都市計画マスタープラン
- 緑の基本計画
- 交通バリアフリー基本構想
- 冬期バリアフリー基本構想
- 第3次会津若松市男女共同参画推進プラン

整合

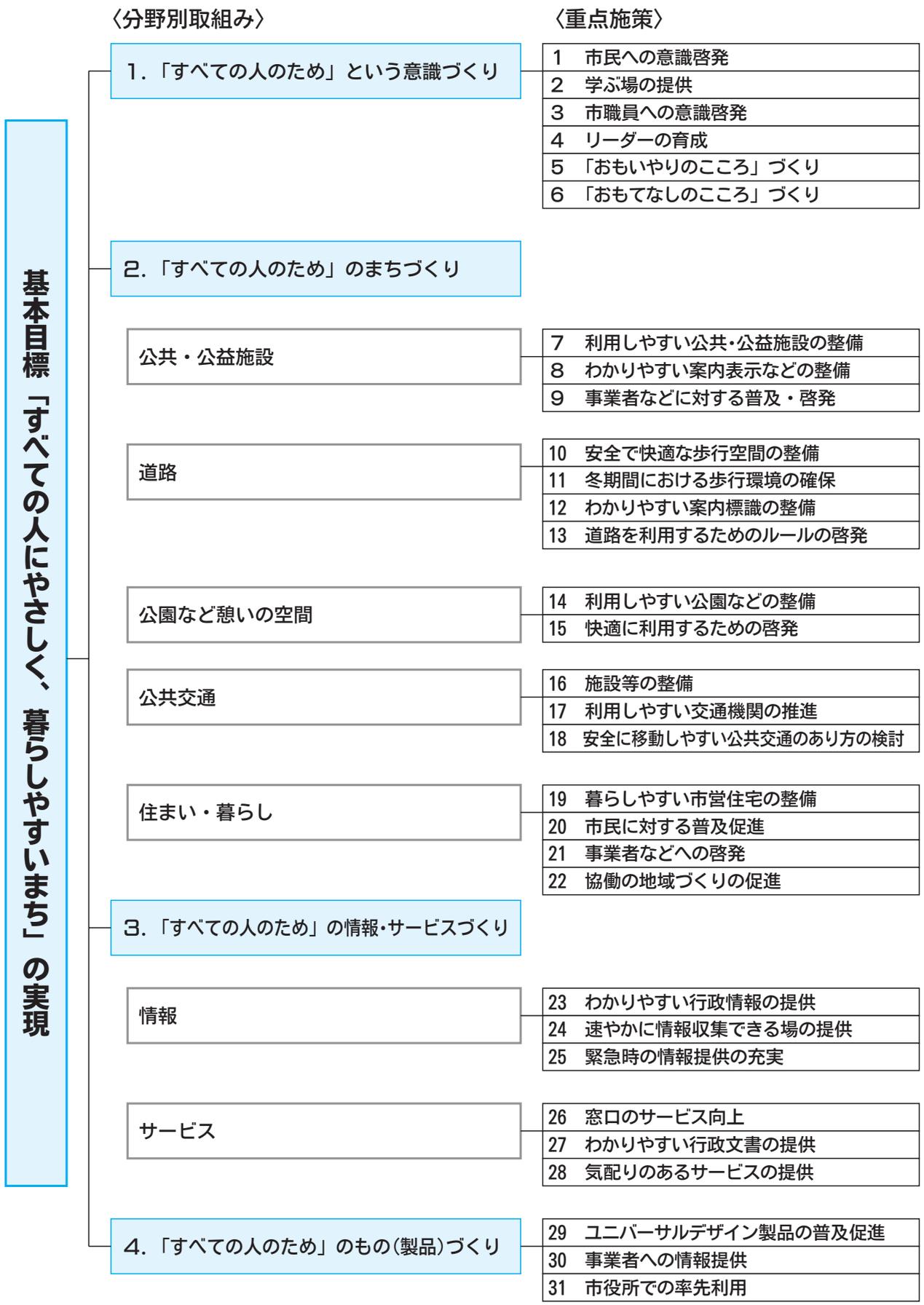
県

- ふくしまユニバーサルデザイン推進指針
- ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針
- 福島県「人にやさしいまちづくり条例」

国

- ユニバーサルデザイン政策大綱
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）

計画の体系



1. 「すべての人のため」という意識づくり

■ 現状と課題

- 県政世論調査（2005年実施）によると、会津地方のユニバーサルデザインの認知度は40%であり、ユニバーサルデザインについて、まだ十分に知られていない現状があります。

これからは、生涯学習、社会活動、学校教育などのあらゆる場において、ユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりをするなど、普及・啓発に向けた具体的な活動を展開することが必要です。

- 地域社会のなかで、マナーの低下による心無い行動が見受けられます。すべての人が「安心して暮らせるまち」にするためには、地域のなかで共に助け合い相手を思いやる気持ちや、すべての人を尊重するところを醸成するための取組みが必要です。

■ 施策の基本方向

行政、事業者、市民一人ひとりにユニバーサルデザインの考え方が浸透し、その考え方が、それぞれの活動を通じて、まちづくり、ものづくり、社会の仕組みづくりなどに活かされていくよう、普及啓発に努めます。

また、家庭、地域、学校などにおいて、相手を思いやる気持ちや、すべての人を尊重するところを育てる取組みを進めます。

さらに、本市は観光地であることから、訪れた人たちが心から満足してもらえるような、あたたかいおもてなしの意識づくりを進めます。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
1	市民への意識啓発	市のホームページなど、さまざまな方法を通して、ユニバーサルデザインの考え方や具体例を紹介するなど、市民への意識の浸透を図ります。
2	学ぶ場の提供	生涯学習や社会活動などにおいて、ユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりをします。
3	市職員の意識向上	ユニバーサルデザインに関する研修などを通し、職員の理解を深めながら、意識の向上を図ります。
4	リーダーの育成	ユニバーサルデザインの普及推進のため、さまざまな分野において核となる人材の育成に努めます。

施策名		取組み内容
5	「おもいやりのところ」づくり	ユニバーサルデザインの理念や多様な価値観、個性などを受け入れ、相手に対する「おもいやりのところ」を醸成するための理解促進に努めます。
6	「おもてなしのところ」づくり	来訪者をもてなす心や、きめ細やかな気配りができるように、観光に携わる関係者はもちろん、市民一人ひとりが「おもてなしのところ」を実践するよう意識づくりを進めます。



2. 「すべての人のため」のまちづくり

2-1 公共・公益施設

■ 現状と課題

- 不特定多数の人が利用する公共・公益施設については、県の「人にやさしいまちづくり条例」や「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」などにに基づき、廊下、階段、エレベーター、トイレなどの構造や設備に対し、一定の配慮がなされてきましたが、ユニバーサルデザインの視点からの整備がされていない施設もみられます。

今後は、既存の公共的施設についても、県の「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に配慮した施設整備が求められています。

- すべての人が利用しやすい施設にするためには、ハード面での対応に加えて、運営の方法や利用案内などのソフト面での対応も重要です。

■ 施策の基本方向

市の施設については、これまで、高齢者や障がいのある人などを対象に、段差などの障壁を除くため、バリアフリーの整備を進めてきました。

これらの取組みの一層の推進を図るとともに、今後さらに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめ、子ども、妊婦、外国人など、すべての人が利用しやすい施設の整備に努めます。

また、民間施設についても、ユニバーサルデザインの普及を図ります。

■ 重点施策

	施策名	取組み内容
7	利用しやすい公共・公益施設の整備	新築や既存に関わらず、すべての人が利用しやすい施設の整備に取り組みます。
8	わかりやすい案内表示などの整備	絵文字、音声、点字、外国語などを活用し、すべての人にわかりやすい案内表示の普及を図ります。
9	事業者などに対する普及・啓発	公共的施設の設置者及び設計・施工業者などに対して、ユニバーサルデザインの普及・啓発を促進し、関連情報についても提供します。

2-2 道路

■ 現状と課題

- 歩道がなく歩行者にとって危険な箇所や、すれ違いができない歩道、歩道と車道との段差など、車いすやベビーカーの使用者などにとって利用しにくい箇所もあります。すべての人が、安全に利用しやすい歩道の整備が必要です。
- 会津の冬は積雪量が多く、雪のために歩道の幅が十分に確保されない状況や、路面の凍結など、危険が多くあります。融雪施設の整備や除雪の充実など、すべての人に安全な冬の歩行環境の整備が求められています。
- 高齢者、障がいのある人、外国人など、すべての歩行者にわかりやすい案内標識を設置することが必要です。
- 歩道や点字ブロック上への迷惑駐車、駐輪、置き看板の設置などが通行の妨げとなっているなど、思いやりのない行動が見受けられます。

■ 施策の基本方向

市内の道路については、平成15年に策定した「会津若松市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、都市計画道路の整備や「人にやさしいみちづくり歩道整備事業」等において、積極的にバリアフリーの整備を進めてきました。今後はさらに、高齢者、障がいのある人、外国人などすべての人が、一人で歩きまわられるような整備を進め、安全に利用できる歩行空間の確保に努めます。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
10	安全で快適な歩行空間の整備	すべての人に利用しやすい都市計画道路の整備に努めます。また、「人にやさしいみちづくり歩道整備事業」により、歩道の段差の解消や十分な幅員の確保、電線類の地中化、ポケットパークや休憩施設の設置など、すべての人が安心して通行できる道路整備を進めます。
11	冬期間における歩行環境の確保	「冬期バリアフリー基本構想」に基づき、冬期間でも安全に歩行できるよう、道路整備等を推進します。また、除排雪の充実を図りながら、歩行者が安全に通行できるよう歩行空間の確保に努めます。
12	わかりやすい案内標識の整備	子どもや外国人などにも理解できる絵文字などを使用し、歩行者のための、わかりやすい案内標識の整備を促進します。
13	道路を利用するためのルールの啓発	歩道や点字ブロック上への、歩行者の安全を妨げるような迷惑駐車、駐輪などについて、マナーやルールの啓発に努めます。

2-3 公園など憩いの空間

■ 現状と課題

- 公園などの憩いの空間において、段差が改善・解消されていない、案内標示がわかりにくい、トイレが使いにくいなど、すべての人が安全・安心で快適に利用できるまでには至っていない所もあります。
- 遊具などを含む設備が老朽化しているところもあり、ユニバーサルデザインを取り入れた改修が求められています。
- 公園などはさまざまな人が利用するため、計画・設計などの段階から、利用者の声を十分に把握し、それを反映していくことが重要です。
- すべての人が快適に利用できるよう、トイレや遊具などの付帯設備も含めた利用マナーの向上に努める必要があります。

■ 施策の基本方向

公園などについては、市民の身近なレクリエーションや、地域交流の場の確保、安心なまちづくりを進めるための防災上の観点などからも、ユニバーサルデザインに配慮した、「やさしさ」のある憩いの空間の整備に取り組みます。

また、すべての人が利用しやすい憩いの空間を実現するため、市民の意見を反映した整備に努めるとともに、併せて市民による主体的な管理を行うための仕組みづくりも検討します。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
14	利用しやすい公園などの整備	車いすなどでも通行に支障のない入口の確保や、急な勾配、段差の解消を行なうとともに、必要に応じて手すりや多目的トイレ、案内板を整備するなど、さまざまな人が利用しやすいような公園づくりに努めます。
15	快適に利用するための啓発	すべての人が気持ちよく利用できるよう、トイレや遊具などの利用マナーの啓発に努めます。

2-4 公共交通

■ 現状と課題

- 駅やバスターミナルなどでは、段差解消のためのエレベーターやスロープ、多目的トイレの設置などが進められていますが、まだ整備されていない所もあり、その取組みをさらに進める必要があります。
- バスの乗降口と路面との段差や道路の縁石など、乗り降りしにくい状況があります。また、バス停留所については、運行時間や路線のわかりやすい表示をするとともに、快適に利用できるよう屋根やベンチを設置するなどの整備が重要です。
- すべての人が利用しやすい公共交通機関とするためには、利用者に対する親切な対応や、適切な情報提供など、「おもいやり」のある対応が必要です。

■ 施策の基本方向

鉄道、バスなどの公共交通機関は、市民の足として、また、まちづくりなど地域の活性化を図るという観点からも重要なものです。

これからも、交通バリアフリー基本構想に基づき、駅を基点とした周辺道路や駅前広場などの重点的・一体的なバリアフリー化を目指します。

また、乗り降りしやすい車両の導入促進をはじめ、公共交通の利便性の向上、さらには、移動に制約のある人たちにも十分対応できるよう、「おもいやり」のある対応についても事業者働きかけます。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
16	施設等の整備	<ul style="list-style-type: none">・「会津若松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、その周辺道路や旅客施設などの整備を促進します。・高齢者や障がいのある人、妊婦や子どもなどすべての人が利用しやすいようなバス停留所の整備を促進します。
17	利用しやすい交通機関の推進	<ul style="list-style-type: none">・低床バスなどの乗り降りしやすい車両や高齢者などにやさしい福祉タクシーの導入を促進します。・地域の事情に配慮したバス路線の維持に努めます。
18	安全に移動しやすい公共交通のあり方の検討	市民及び関係機関と連携し、すべての人が移動しやすい、総合的な移動環境の整備のあり方について、検討を行います。

■ 現状と課題

- 公営住宅については、県の「人にやさしいまちづくり条例」などにに基づき、障がいのある人や高齢者などの多様なニーズに的確に対応し、安心して住み続けることができるように、これまでも、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めてきました。

今後は、さらに、ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備が必要です。
- ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の必要性や良さが、市民に十分に知られていません。また、住宅建設関係者などにも、ユニバーサルデザインの考え方や必要性が十分に浸透していない状況にあります。
- 住民間の結びつきの希薄化、高齢社会の進行等により、地域社会の機能低下が懸念されています。子どもや一人暮らし高齢者等への見守り・支援や、地域課題の多様化に対応するため、地域住民の連携が求められています。

■ 施策の基本方向

年齢や身体状況、家族構成の変化などに対応し、住む人が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した「やさしさ」のある住宅の整備を推進します。住宅建設関係者や市民へ、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるとともに、住宅におけるユニバーサルデザインについての情報提供に努めます。

また、地域課題の解決や、地域の中で互いに交流し支え合う「居心地の良い」地域づくりのため、地域住民の協働意識の高揚と主体的な地域活動を促進します。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
19	暮らしやすい市営住宅の整備	ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人に利用しやすい市営住宅の整備に努めます。
20	市民に対する普及促進	ユニバーサルデザインの考え方が民間住宅へ取り入れられるよう、市民に対する普及啓発に努めます。
21	事業者などへの啓発	住宅建設関係者などに対し、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。
22	協働の地域づくりの促進	地域住民の交流やボランティア活動等の活性化を図り、地域の中で互いに支え合う地域づくりを促進します。

3. 「すべての人のため」の情報・サービスづくり

3-1 情報

■ 現状と課題

- 多くの情報があふれる中で、利用者が求める情報を、確実に、簡単に得られるようにする必要があります。そのためには、行政・観光といったいろいろな情報を集約できる場が必要です。
- すべての人が、必要な情報を必要なときに十分に入手できるようにするためには、文字、画像、音声などを用いたさまざまな情報を、多様な手段によりわかりやすく提供することが必要です。
- 災害・事故などの緊急を要する情報などについて、これまでも携帯電話災害メールや「救ール（すくうる）」メールなどを配信しています。今後はさらに、すべての人に迅速・的確に情報の提供ができるようにすることが必要です。

■ 施策の基本方向

行政情報については、すべての人が必要な情報を容易に入手し利用できるよう、複数の手段によりわかりやすく提供していきます。

また、災害や事故など緊急を要する情報について、すべての人に迅速・的確に提供できるよう努めます。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
23	わかりやすい行政情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 市政だより、テレビ、ラジオ、ホームページなどの多様な手段による広報を推進します。・ 大きな文字、見やすい色使い、平易な語句の使用や外国語併記など、すべての人が読みやすく、わかりやすい情報を提供します。・ すべての人がアクセスしやすく、わかりやすいホームページづくりに努めます。
24	速やかに情報収集できる場の提供	まちなかで行政・観光といった、さまざまな情報を集約できる「場」を提供し、市民や旅行者などが求めている情報を速やかに提供します。
25	緊急時の情報提供の充実	災害や事故などの緊急な情報をすべての人に伝えられるように、多様な方法を用い適切な情報提供の充実を図ります。

3-2 サービス

■ 現状と課題

- これまでのサービスは、画一的なものが多く、障がいがある人に対する対応は、何か特別なものという意識が、強く働きすぎる面が見受けられます。また、外国人への対応についても不慣れなことから十分な対応ができていない場合があります。
- 行政サービスについては、手続きが複雑なうえ文書がわかりにくいものもあり、窓口が分散しているため不便であるといったことなど、利用者本位のサービスが十分に徹底しているとはいえません。

■ 施策の基本方向

行政サービスはもとより、観光関連施設や商業施設におけるさまざまなサービスは、すべての人が利用しやすいように配慮し、利用者が求めているサービスを提供するという認識に立ち、気配りのあるきめ細やかなサービスが行われるよう、事業者などへの意識啓発なども含め取組みを進めます。

また、行政においては、手続きの簡素化、親切な対応など、利用者本位のサービスが提供できるよう、事務の改善とサービスの向上に努めます。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
26	窓口のサービス向上	<ul style="list-style-type: none">• 手続きの簡素化を進め、きめ細やかで迅速な対応など、利用者本位のサービスの向上に努めます。• 各種書類について、わかりやすく記入しやすいように様式の標準化、簡素化を進めます。
27	わかりやすい行政文書の提供	すべての人にわかりやすい表現や、文字の大きさなどに配慮した文書の作成に努めます。
28	気配りのあるサービスの提供	行政のみならず各種事業者においても、すべての人が利用しやすいように配慮し、きめ細やかな気配りのあるサービス向上に努めます。

4. 「すべての人のため」のもの（製品）づくり

■ 現状と課題

- ユニバーサルデザイン製品は、市民認知度が低く、製品の情報も少ないため、まだ十分に普及していません。
- 従来の製品は健康な成人を想定して設計されたものが多く、高齢者、障がいのある人や子どもなどにとっては利用しにくく、機能が複雑で使用できないなど、利用者が不満を感じるものも少なくありません。また、誤使用による事故などにつながる危険もあることから、すべての人が容易に使用でき、安全性が確保されることが必要です。

■ 施策の基本方向

ユニバーサルデザイン製品の認知度を向上させ、利用者を増やすことにより、事業者の取組みが促進できるものと考えます。これからは、ユニバーサルデザイン製品について広く紹介するとともに積極的な利用の呼びかけなどを行い、あわせて事業者への情報提供に努めます。

■ 重点施策

施策名		取組み内容
29	ユニバーサルデザイン製品の普及促進	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザイン製品の積極的な利用の呼びかけなどを行い、普及促進を図ります。・市のホームページをはじめ、さまざまな方法によりユニバーサルデザイン製品についての情報を提供します。
30	事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・国、県、事業者などから、ユニバーサルデザイン製品などに関連する情報収集を行い、事業者へ提供します。・消費者と事業者が、利用しやすい製品について意見交換ができる場を提供します。
31	市役所での率先利用	市自らが率先してユニバーサルデザイン製品の使用に努め、普及促進を図ります。

第4章 分野別具体的事業

第3章「分野別取組みの基本方向と重点施策」を踏まえ、現時点で考えられる分野別具体的事業を示します。

なお、この取組みは、毎年、事業の進捗状況と併せて次年度の具体的事業の報告により、見直しを行います。

分野別取組み 1 「すべての人のため」という意識づくり

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
1 市民への意識啓発	ユニバーサルデザインの考え方や具体例などの紹介、さまざまなユニバーサルデザイン製品などについての情報提供をするため、ホームページを開設します。					▶	企画調整課
	市民を対象とした研修会を開催し、ユニバーサルデザインに対する意識啓発を図ります。					▶	企画調整課
2 学ぶ場の提供	小中学校における総合的な学習の時間等において、ユニバーサルデザインをはじめ、さまざまなことについて学ぶ場を提供し、福祉やボランティア活動への参加気運の醸成と機会づくりに努めます。					▶	学校教育課
	各種講座や出前講座などにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を提供します。					▶	企画調整課
3 市職員への意識啓発	職員を対象とした研修を開催し、ユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。					▶	人事課 企画調整課
4 リーダーの育成	大学、NPO、市民と連携し、指導者や地域リーダー養成のための講座や学習機会を提供し、連携・交流を図ります。					▶	企画調整課
5 「おもいやりの ところ」づくり	子どもたちが、一人ひとりの多様性を理解し認め合い、協力しながら共に生きることの大切さを学ぶための学習機会を提供します。					▶	学校教育課 企画調整課
	市民を対象とした研修会を開催し、ユニバーサルデザインの理念や「おもいやりのところ」に対する意識啓発を図ります。					▶	企画調整課
6 「おもてなしの ところ」づくり	「会津若松市民総ガイド運動」をはじめとし、観光事業者や商店街、まちづくり市民団体と連携しながら、「おもてなしのところ」の実践について促進します。					▶	観光課

分野別取組み② 「すべての人のため」のまちづくり

【公共・公益施設】

重点施策名	事業内容	年次					担当課	
		19	20	21	22	23		
7 利用しやすい公共・公益施設の整備	すべての人が市の施設を利用しやすいよう、新築や改築の際は、ユニバーサルデザインに配慮し整備します。	鶴城地区コミュニティセンター新築	→				環境生活課	
		城南地区コミュニティセンター新築	→					
		北会津中学校改築			→			教育委員会 総務課
		(仮称)生涯学習総合センター整備				→		生涯学習課
	既存の公共施設等について、すべての人が気持ちよく利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。	既存の公共施設等の整備				→	関係各課	
すべての人が安心して市の施設を利用できるよう、自動体外式除細動器（AED）の設置を促進します。	AED設置の促進				→	健康増進課 関係各課		
訪れた人たちが利用しやすいよう関係団体と連携しながら、ユニバーサルデザインに配慮した市街地の「まちなみ整備」を推進します。	まちなか観光の推進				→	観光課		
8 わかりやすい案内表示などの整備	市の施設の新築、改築にあたっては、すべての人にわかりやすい案内表示に努めます。	鶴城地区コミュニティセンター新築	→				環境生活課	
		城南地区コミュニティセンター新築	→					
		北会津中学校改築			→			教育委員会 総務課
		(仮称)生涯学習総合センター整備				→		生涯学習課
	市の既存施設においては、現状の案内表示を再検討し、すべての人にわかりやすい案内表示に努めます。	表示方法の検討・整備				→	関係各課	

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
11 冬期間における歩行環境の確保	冬期バリアフリー基本構想に基づき冬期間でも安全に歩行できるように特定経路に融雪施設などを整備します。	冬期間の歩行環境の整備					道路建設課
	除排雪の充実を図りながら、歩行者が安全に通行できるよう歩行空間の確保に努めます。	除排雪対策事業					道路維持課
12 わかりやすい案内標識の整備	快適に歩いてもらえる仕組みづくりを目的に、歩行者自身の位置がわかりやすいよう「通り・街道」の表示を設置する社会実験を実施します。	「通り・街道」の表示による新たな道案内実験					商工課
	会津若松駅から中心市街地の「通り・街道」への案内を、車線を利用した案内表示をすることにより、目的地にスムーズに移動できる社会実験を実施します。	車線を利用した案内表示実験					
13 道路を利用するためのルールの啓発	道路を利用するためのマナーやルールについてホームページ等へ掲載し、市民の意識の浸透を図ります。	ホームページの運営					企画調整課

【公園など憩いの空間】

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
14 利用しやすい公園などの整備	会津総合運動公園は、会津地方のスポーツ・レクリエーションの中心的施設であり、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	会津総合運動公園整備事業					花と緑の課
	広田西公園は地区全体の中心的なオープンスペースとなることから、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	広田西公園整備事業					
	既存の広場や公園などについて、すべての人が気持ちよく利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。	既存の公園等の整備					花と緑の課 観光課 商工課 農林課 児童家庭課
15 快適に利用するための啓発	すべての人が気持ちよく、公園や広場などを利用できるよう、利用マナーの啓発に努めます。	利用マナーの啓発					関係各課

【公共交通】

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
16 施設等の整備	高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が利用しやすい施設等の整備が進むよう、関係機関へ働きかけます。					→	関係各課
17 利用しやすい交通機関の推進	低床バスなどの乗り降りしやすい車両や高齢者などにやさしい福祉タクシーの導入を推進します。					→	社会福祉課
	関係機関と連携し、地域の事情に配慮した生活路線バスの運行を維持します。					→	環境生活課
18 安全に移動しやすい公共交通のあり方の検討	県や地域住民、商業者及び交通事業者等との連携により社会実験を実施し、すべての人が快適で暮らしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」のあり方等について検証します。	→					商工課

【住まい・暮らし】

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
19 暮らしやすい市営住宅の整備	既存住宅において、階段手すりの設置や団地内通路の整備等、住環境の向上を図ります。					→	建築課
20 市民に対する普及促進	高齢者が安全に生活できるよう、手すりの取り付けや段差の解消等にかかる工事費の一部を支給する支援制度を活用するなど、暮らしやすい住まいの普及促進を図ります。					→	高齢福祉課
	会津建築総合協同組合の協力を得ながら、増改築に関する相談所を開設し、ユニバーサルデザイン住宅などについての普及・啓発に努めます。					→	都市計画課
	ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の情報等について、市のホームページに紹介し、普及・啓発を図ります。					→	企画調整課
21 事業者などへの啓発	住宅建設関係者などに対して、ちらしやパンフレット等によりユニバーサルデザインの啓発に努めます。					→	都市計画課
22 協働の地域づくりの促進	高齢者のボランティアへの参加機会の拡大や充実を図り、ボランティアの自主的な活動を展開していけるよう交流・協働の社会づくりに努めます。					→	高齢福祉課

分野別取組み3 「すべての人のため」の情報・サービスづくり

【情報】

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
23 わかりやすい行政情報の提供	大きな文字、見やすい色使い、平易な語句の使用や外国語併記等、すべての人に読みやすく、わかりやすい情報の提供に努めます。	わかりやすい情報提供					全 課
	視覚障がい者を対象に「声の市政だより」、「点字版市政だより」の発行や、外国人を対象とした「英字版市政だより」の発行など、より一層の充実を図ります。	広報発刊事業					秘書広聴課
	ホームページやテレビ・ラジオにより、市政だよりの内容をお知らせします。さらに、メールマガジンを配信するなど、情報提供の一層の充実を図ります。	広報活動事業					秘書広聴課
	会津若松市ホームページ作成ガイドラインに基づき、誰でも閲覧することができるホームページの充実を図ります。	インターネット活用推進事業					情報政策課
24 速やかに情報収集できる場の提供	まちなかで、さまざまな情報を集約できる場の提供に努めます。	(仮称)生涯学習総合センター					生涯学習課
	「i案内所」において、外国語版のパンフレットの充実を図るなど、速やかに情報の提供に努めます。	国際観光の推進					観 光 課
25 緊急時の情報提供の充実	ホームページやメール配信サービスなど、防災情報提供の一層の充実を図ります。	コミュニティー放送の活用					防災安全課
		市のホームページの活用					
		携帯電話災害メールの活用					
		消防団無線の活用					
	災害時要援護者（高齢者、障がい者、傷病者、外国人、乳幼児等）の避難支援プランを作成し、地域ぐるみの避難支援体制づくりに努めます。	避難支援制度の立案 避難支援プラン作成					防災安全課

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
25 緊急時の情報提供の充実	子どもたちが安心して安全な生活が維持できるように、声かけや連れ去りなど、子どもたちに危害がおよぶ恐れのある事案が発生した際に、メール配信サービスによる注意の喚起に努めます。						学校教育課

【サービス】

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
26 窓口のサービス向上	手続きの簡素化を進め、きめ細やかで迅速な対応など、利用者本位のサービスの向上に努めます。また、各種書類について、わかりやすく記入しやすいように様式の標準化、簡素化を進めます。						全 課
	「救ール」メールの配信サービス						
26 窓口のサービス向上	サービス向上運動期間（毎年3月と4月）を定め、「一課（職場）一改善」や来庁者アンケートを行い、市民サービスの向上を図ります。						人 事 課
	サービスの簡素化・様式の標準化						
27 わかりやすい行政文書の提供	すべての人にわかりやすい表現や、文字の大きさなどに配慮した文書、パンフレットなどの作成に努めます。						全 課
27 わかりやすい行政文書の提供	わかりやすい行政書類の作成・見直し						
28 気配りのあるサービスの提供	すべての人が利用しやすいように配慮し、きめ細やかな気配りに心がけるように努めます。						全 課
	気配りのあるサービス提供						
28 気配りのあるサービスの提供	職員のホスピタリティの向上を図るため、各職場における職場研修の充実に努めます。						人 事 課
	職場研修の充実						

分野別取組み4 「すべての人のため」のもの（製品）づくり

重点施策名	事業内容	年次					担当課
		19	20	21	22	23	
29 ユニバーサルデザイン製品の普及促進	民間事業所が開発したUD製品などの情報について、事業所、消費者に広く周知・PRしながらUD製品の普及促進を図ります。また、UDの考え方を取り入れたデザインの提案や製品開発を呼びかけます。						商工課
	市のホームページを活用し、さまざまなユニバーサルデザイン製品などについて情報提供を行うなど、市民への意識の浸透を図ります。						
30 事業者への情報提供	利用者の立場に立った利用しやすい製品の情報やアイデアなどを寄せる場として、電子会議室を設置し情報提供を行います。						企画調整課
31 市役所での率先利用	ユニバーサルデザイン製品コーナーを設置し、安全・快適に使用することができる製品の情報提供を積極的に行い、庁内の利用促進を図ります。						

1. 推進体制

市の取組み

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、各部局が協力、連携しながら、計画的・体系的に取組みを進めます。

このため、ユニバーサルデザインの推進にかかる具体的な事項について調整・検討を行う組織として、「会津若松市ユニバーサルデザイン推進チーム」を設置し、推進体制を整備するとともに、市が行う各種施策事業に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

市民への期待

市民の皆さんには、まず身近でできるところから、主体的に始めることを期待します。そのためには、積極的に講座などに参加し、ユニバーサルデザインに対する理解を深めていただくことが第一歩です。

また、困っている人に積極的に手をさしのべることや、高齢者や障がい者はもとより他の人々への思いやりのある行動を期待します。

さらには、ユニバーサルデザインを推進するNPOやボランティアへの積極的な参加など、市民一人ひとりが、自分の問題として推進のための活動を行い、活動の輪が広がることを期待します。

NPO・市民団体等への期待

NPOなどの市民団体等には、ユニバーサルデザインの考え方の普及や、活動のネットワーク化、行政や事業者に対する具体的な提案などの活動をするを期待します。

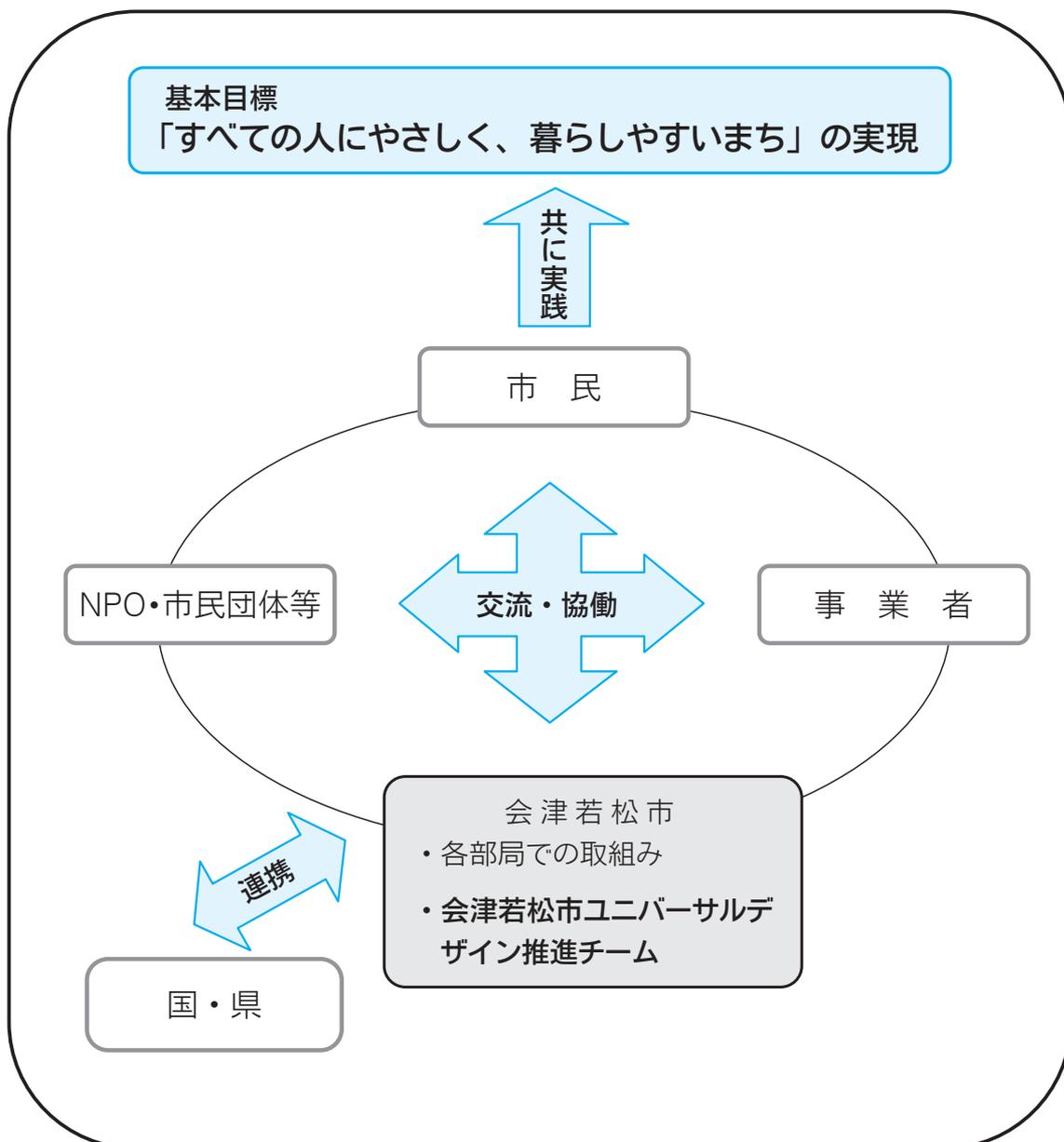
事業者への期待

事業者は利用者に製品・サービスの提供を行うとともに、従業員を雇用しており、社会的に大きな責任を担っています。

利用者にとって真に安全・安心で利用しやすいもの（製品）やサービスを提供することができるよう製品の企画立案の段階から、できるだけ多くの利用者の意見を取り入れた製品づくりに取り組むことを期待します。

あわせて、従業員にとって働きやすい職場環境の整備や、職場におけるユニバーサルデザインを推進する人材の育成等を期待します。

推進体制イメージ図



2. 進行管理

この計画に基づき、着実にユニバーサルデザインの推進を図るため、分野ごとの「具体的事業」について、毎年、実施状況の把握に努め進行管理を行います。

また、社会経済情勢等の変化やユニバーサルデザインをめぐる環境の変化を的確につかみ、必要に応じて、計画の見直しを行います。



参 考 资 料

会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランの策定経過

開催日	経 過	内 容
平成18年 9月22日	第1回会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・推進プラン策定のプロセスについて ・ワーキンググループの設置について
10月16日	第2回会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会議	(仮称)会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランの策定について
	第1回 ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランの策定について ・ワーキンググループ長の選任について
	会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会・ワーキンググループの合同研修会	講演「ユニバーサルデザインについて」 講師 福島大学行政政策学類助教授 鈴木 典夫 氏
10月27日	第2回 ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「UDチェックリスト」の作成 ・ワークショップ
11月21日	第3回 ワーキンググループ会議	UDチェックリストをもとに、分野別の現状と課題について検討
12月25日	第4回 ワーキンググループ会議	分野別の課題についての解決策及び重点事業について検討・推進プランの構成について
平成19年 1月16日	第3回会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会議	分野別の現状と課題、及び重点事業について中間報告
2月8日	第5回 ワーキンググループ会議	(仮称)ユニバーサルデザイン推進プラン素案について検討
3月29日	第6回 ワーキンググループ会議	(仮称)ユニバーサルデザイン推進プラン素案について検討
6月18日 ～7月18日	パブリック・コメントの実施	(仮称)ユニバーサルデザイン推進プラン素案について
8月末日		会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランの成案決定

会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会設置要綱

(平成18年 8月31日決裁)

(平成18年10月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ユニバーサルデザインの考え方を核に、誰もが暮らしやすい豊かなまちづくりを目指し、その実現に向けた具体的な方策等を示す「(仮称)会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を策定するため、会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会(以下「検討会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 推進プランの策定に関すること。
- (2) その他、推進プランの策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会の構成員は、別表第1に掲げる職にある者で構成する。

2 検討会に会長を置き、企画調整課長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 構成員が都合により検討会に出席できないときは、当該構成員が指名する職員を代理として出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 検討会の下にワーキンググループを置くものとし、別表第2に掲げる課の職員で構成する。

2 ワーキンググループにグループ長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 ワーキンググループの会議は、必要に応じてグループ長が招集し、グループ長が議長となる。

4 ワーキンググループは、推進プラン策定に関する調査研究、素案作成及び調整等を行い、検討会に報告することを目的とする。

(庶務)

第6条 検討会及びワーキンググループの庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表1（第3条関係）

ユニバーサルデザイン推進プラン策定検討会構成員

秘書広聴課長、北会津支所まちづくり推進課長、河東支所まちづくり推進課長、総務課長、人事課長、情報政策課長、環境生活課長、市民課長、防災安全課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、児童家庭課長、観光課長、商工課長、農政課長、都市計画課長、花と緑の課長、道路建設課長、建築課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、水道部総務課長、企画調整課長

別表2（第5条関係）

ワーキンググループ構成員

秘書広聴課、北会津支所まちづくり推進課、河東支所まちづくり推進課、総務課、人事課、情報政策課、環境生活課、市民課、防災安全課、社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課、観光課、商工課、農政課、都市計画課、花と緑の課、道路建設課、建築課、教育委員会総務課、生涯学習課、水道部総務課、企画調整課

用語集

アルファベット・略語

NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体など、社会的な使命の実現をめざして活動する民間非営利組織のこと。

ア行

会津若松市交通バリアフリー基本構想

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」、平成12年11月）施行に伴い、市民・事業者・行政が協働してバリアのない社会の実現を目指すため、平成15年3月策定。

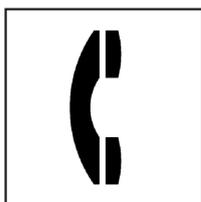
絵文字（ピクトグラム）

言語や文化の違いなどに関わらず、知識や経験がなくても、直感的に情報を伝えることのできるわかりやすい絵や図などで表した文字・記号などの総称。

<例>



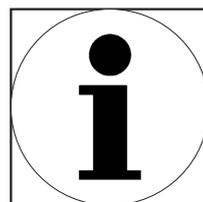
お手洗
Toilets



電話
Telephone



乳幼児用設備
Nursery one



情報コーナー
Information

出典 交通エコロジー・モビリティ財団

カ 行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (通称：バリアフリー新法)

「ユニバーサルデザイン政策大綱」(国土交通省)の考え方を踏まえ、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」の2つの法律を統合拡充し、平成18年6月21日公布、同年12月施行された。

サ 行

災害メール(防災情報メール)

緊急時や災害発生時などに市が配信する電子メール。警報発令時や水害、火災発生などの情報を内容としている。

救ーる(すくうる)メール

子どもを狙った悪質な事件が発生した場合や注意を喚起する必要がある場合に、地域で一体となって「大切な子どもたちを守る」という意識の高揚を図り、犯罪被害の未然防止に役立てるため、市が配信する電子メール。

スパイラル・アップ

事業を進めていくに当たり、常に計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Act)というPDCAサイクルを取り入れるなどにより、らせん(スパイラル)階段を昇るように段階的・継続的な向上を目指す終わりなき取組みのこと。

生涯学習

自己の充実などのために生涯を通じて行うあらゆる学習のこと。

タ行

第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』

市町村合併を経て、新たなまちづくりの長期的・総合的な市政運営指針を示すため、市政の最上位計画として策定。地域の特性や地域資源を活かしながら、市民と行政が協働で、明示された目標（値）に取り組むという特色をもつ。

タウンモビリティ

商店街や街なか等で、高齢者や親子連れなどがスムーズに移動したり買物したりしやすいよう、車椅子や買い物カート、ベビーカー等を貸し出すサービスやシステムのこと。

多目的トイレ

洋式便器や自動水洗等身体に負担のかからないもので、親子連れや車イス使用者、介助者等が入れる十分なスペースがあり、手すりやオムツ交換台、オストメイト（人工肛門等造設者）対応洗浄器がある等、多様な状況の人に使い勝手の良いトイレ。

低床バス

乗降口の床面を低くするなどしてさまざまな身体状況の人が乗降しやすいよう配慮されているバス。特に、乗降口の階段がなく、床面の高さが地上から30～35cm程度なのが「ノンステップバス」。平成19年に市内で運行開始されたまちなか周遊バス「あかべえ」は、車いす使用者等にも乗降しやすいよう床面が地上から10cm程度まで下がり、スロープ板搭載や車いす使用者に程よい高さの降車ボタンなどの工夫がなされている。

デジタル・ディバイド（情報格差）

パソコンやインターネット等の情報通信技術（IT）を利用できる人とできない人との間に生じる、さまざまな機会や経済的な格差。

点字ブロック

目の不自由な人が安全に歩行できるよう、道路や建築物などの床面に敷設された線状・点状突起のあるブロック。

ハ 行

パークアンドライド

中心市街地や観光地等の交通渋滞緩和のため、郊外の駅やバスターミナルに隣接した駐車場に自家用車等をとめ、鉄道やバス等の公共交通に乗り換え移動すること。

パブリックコメント

新規事業への取組みや条例の制定にあたって、住民の意見を反映させるため、その原案を公表して広く意見を募り、意見に対する行政としての考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが生活しやすいように、生活するうえでの障壁（バリア）を取り除くこと。道路や建物の段差解消などの意味に加え、障がい者などの社会参加を困難にしている社会制度や差別・偏見・無関心など心理面での障壁の除去という意味も含まれる。

福島県 人にやさしいまちづくり条例

高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が安全・快適に暮らすことのできる社会づくりを推進するため、ものづくり・こころづくりを含めた県の施策の基本方針、県・事業者・県民の責務などを内容としている。平成7年3月に福島県が制定。

ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針

官民を問わず、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共・公益施設づくりを推進するため、施設づくりに関わるあらゆる人がデザインをまとめていくための手引きとして、平成17年3月に福島県が策定。

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会づくりのため、平成14年に福島県が策定。平成16年に改訂。県の総合的な行動指針としてのみならず、県、市町村、県民、民間団体、事業者が連携・協働して取り組んでいくためのガイドラインとしての役割ももつ。

ポケットパーク

道路脇や市街地の空き地などのスペースにつくった小規模の公園・休憩所。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン政策大綱

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという施策理念を、国土交通省が平成17年7月に策定したもの。

会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン

平成19年8月

発行 会津若松市

編集 会津若松市企画調整課

〒965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号

電話 (0242) 39-1111(代表)

HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp